

近畿地方整備局インフラ DX 認定制度

申込要領

令和4年12月

近 畿 地 方 整 備 局

1. 目的

今後、我が国において生産年齢人口が減少することが予想されている中、建設分野において、生産性向上は避けられない課題となっています。国土交通省においては、建設現場における生産性を向上させ、魅力ある建設現場を目指す新しい取組である i-Construction(「ICT の全面的な活用」「規格の標準化」「施工時期の平準化」に加え、近畿地方整備局独自の取組である「受発注者間のコミュニケーションによる施工の円滑化」)を進めてきています。i-Construction によって、建設現場における一人一人の生産性を向上させ、建設会社の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安全性の確保を推進していきたいと考えています。

また、近畿地方整備局では、インフラDXの取組の一環として、令和5年度からのBIM/CIM の「全ての詳細設計・工事で原則適用」を念頭に、実施体制の整備や人材育成に取り組んでいます。

さらに、遠隔臨場や無人化施工、映像解析による配筋出来形確認などの試行をはじめ、デジタル技術による建設現場の生産性向上に繋がる取組を進めています。

以上のことから、近畿地方整備局では、積極的にインフラ DX の取組を推進するとともに、BIM/CIM 技術の普及のために人材育成に取り組む建設会社に対して、その取組の認定制度を開始するものであります。

認定を受けられた建設会社は、「インフラ DX の取組を継続的に推進している建設会社」として、生産性向上に積極的に努められ、今後さらに魅力ある建設現場を目指していくことを期待するものであります。

2 認定の概要

本申込要領をもとに策定された各建設会社のインフラ DX 取組推進書のうち、各建設会社の現在までの取組状況と今後の取組の推進計画をとりまとめた審査書類について審査を行い、適合した申込会社に対し、近畿地方整備局として認定をし、3年間の有効期間をもつ認定証を発行します。

2-1 認定対象となる建設会社

認定審査に申し込むことができる会社は、建設業法に基づく許可を受け、本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にあり、かつ近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている建設会社とします。

申込・認定にあたっては、1社・1認定を原則としています。

2-2 認定の条件

「インフラ DX の取組を継続的に推進している建設会社」の認定にあたっては、以下の3点についてその認定の条件としています。この条件が満足していない場合、認定されません。

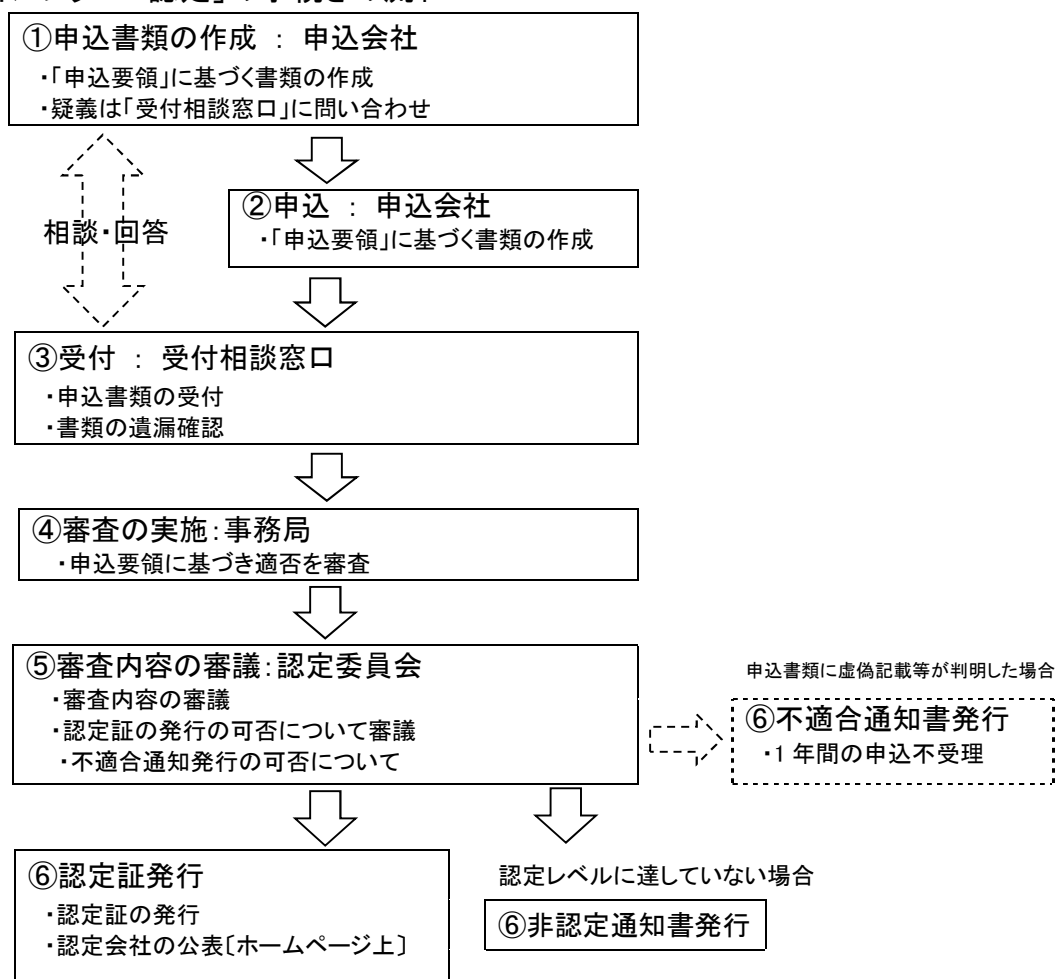
- ① 直轄・地方自治体が発注する工事において、過去3年で3件のICT活用工事※の実績があること。(※ICT活用工事の5つの施工プロセスのすべてのプロセスを実施していること)
- ② 今後3年間(令和5～7年度)の人材育成計画が具体的であること。
(※社員に対してICTや BIM/CIM に関する研修の計画が数値目標として示されていること。)
- ③ インフラ DX 推進の取組の計画が具体的であること。

なお、②人材育成計画及び③インフラDX推進の取組計画については、認定から1年ごとにその取組状況を確認し、もし記載内容に虚偽等がある場合は、審査において認定取消しとなる場合があります。

2-3 認定に関する手続きの流れ

認定に関する手続きの流れは以下のとおりです。

「インフラ DX 認定」の手続きの流れ



① 申込書類の作成

本申込要領に基づき書類を作成してください。

② 申込種別

申込種別は「新規」、「更新」とし、「インフラ DX 認定」を受けようとする建設会社(以下「申込会社」という。)は、「申込要領」に基づき申込書類を作成し、申込みを行ってください。

申込みは、原則1回/年予定しています。

1) 新規申込

近畿地方整備局における「インフラ DX の取組を継続的に推進している建設会社」の認定を現在(受付開始時点)受けていない建設会社が申込みを行うことをいいます。

2) 更新申込

近畿地方整備局における「インフラ DX の取組を継続的に推進している建設会社」の認定を受けている建設会社のうち、認定証の有効期限を迎える建設会社が引き続き認定を受けるた

めに申込みを行うことをいいます。

③ 受付

p.7の「3—2申込方法」に示す窓口にて申込書類の受付を行います。なお、申込書類等に関して質問がある場合は、p.8の受付相談窓口に電子メールにてお問い合わせください。

④ 審査の実施

本申込要領に基づき、申込書類の記載内容について、電子メール等による実効性の確認を含め審査を実施します。なお、電子メール等での確認が不十分な場合は面談を行う場合もあります。

インフラDX取組推進書として、ICT活用工事の実績や技術者の状況、人材育成取組状況などに加え、インフラDXの取組の推進計画としての人材育成の計画等が明確に記載されていることを審査します。

なお、インフラDX取組推進書のうち、認定の条件となっている「インフラDX推進計画(様式—3)」の①人材育成の取組計画及び③インフラDX推進計画については、認定から1年後にその取組状況を確認し、もし記載内容に虚偽等がある場合は、審査において認定取消しとなる場合があります。

⑤ 審査内容の審議

事務局での審査結果を経て、認定委員会において認定証発行可否について審議します。また、不適合と審査された事業者に対し、不適合通知書の可否について審議します。

認定委員会の審議により「インフラDXの取組を継続的に推進している建設会社」と認められた申込会社には、近畿地方整備局より認定証を交付するとともに、近畿地方整備局のホームページで会社名の公表を行います。

認定委員会において認定レベルに達していないと判断された場合は、理由を付して近畿地方整備局より非認定通知書を発行します。

なお、虚偽記載等が判明した申込みについては、認定委員会に諮り、近畿地方整備局より不適合通知書を発行します。不適合通知書の交付を受けた申込会社は、不適合通知書の交付日より1年間の申込みを禁止します。

また、認定を受けた後に、虚偽記載あるいは悪質な行為等が判明した場合には、認定委員会に諮り、近畿地方整備局より認定取消し通知書を発行するとともに、認定取消し通知日より1年間の申込みを禁止します。

※認定証の再発行は、特別な理由がない限り行いませんので保管には注意してください。

2-4 認定証の有効期間

認定証の有効期間は、以下のとおりです。

新規申込及び更新申込のいずれかにより認定を受けた場合……3年

認定証の有効期限が近づき、更新申込を希望される場合には、近畿地方整備局のホームページ等で公開する更新申込の受付期間内に申込みをしていただく必要があります。

更新申込の受付期間内に申込みを行わなかった場合、または更新が認められなかった場合は、当該認定証の有効期限をもって失効とします。

3 申込み

3-1 申込書類

本認定の新規及び更新申込に必要な書類(申込書類)は以下のとおりです。各書類の様式は、巻末「申込みに必要な様式」及び【別添様式】取組推進書を参照ください。

提出前には全ての資料が揃っているか確認ください。

申込み前に申込書類一式の確認は実施していません。ただし、申込書類を作成するうえで、記載内容や記載方法についての問合せに関しては、p.8の受付相談窓口で助言を行っています。

申込内容など記載漏れや記載ミスについても確認の連絡を入れずに受け付けてしまいますので、記載漏れや記載ミスの無いようにしてください。

<申込書類 内訳>

- ①【様式-1】インフラDX認定申込書
- ②【様式-2】近畿地方整備局より認定されている一般競争(指名競争)参加資格・等級
- ③【別紙】【様式-2】参加資格の業者コード及び有効期限が分かる資料の写し
- ④【別添様式】インフラDX取組推進書

<補足事項>

- ・申込書類は原則、A4(縦)で作成してください。ただし、A4(横)使いの方が見やすい資料等はこの限りではありません。
- ・④【別添様式】取組推進書は、後述する「5 取組推進計画の作成・提出」に示す確認項目が全て記載されている書類とします。
- ・申込書類一式をPDF形式にして下さい。①から④までを1つのファイルにまとめていただいても、別々のファイルにいただいても、どちらでも結構です。
- ・申込書類のファイル名には会社名を記入して下さい。
(例) (株式会社●●●社)インフラDX認定申込書類1式
- ・申請書類のファイルは、必ずウイルスチェックを行ってください。
- ・申込書類提出後の修正は可能ですが、申込期限までに修正していただく必要があります。申込期限を過ぎてからの修正にはご対応出来かねますので、早めの提出をすることをお奨めします。

審査書類に記載される個人情報の取り扱いについて

当認定にかかる審査は、申込書類に記載された内容の適否について確認を行うため、申込会社及び関係会社の事業所や社員の方の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の情報も含めて審査が行われる場合があります。審査では、これらの個人情報(以下「申込会社等情報」という。)の適正な保護を重大な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針の下で審査書類に記載されている個人情報を取り扱います。

- ・「申込会社等情報」は、個人情報の保護に関する法律・関係法令及びその他の規範を遵守し、適正に取り扱います。
- ・保有する「申込会社等情報」について、申込者からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口で確認して、誠意をもって対応いたします。

申込みにあたっての注意点

申込者において作成される書類は、連絡先や社員の住所など個人情報を多く含んでいるため、会社として、個人情報の管理方法を定めておくことが重要となります。

そのため、申込書類の作成にあたって、以下のような事項について配慮が必要となります。

- ・書類の保管方法や改訂時の差し替え書類の取り扱い方法
- ・書類の社員への周知方法(例えば、連絡先や住所など個人情報を除いた概要版を作成し全社員へ配布など)
- ・関係先との連絡先等の情報共有方法(例えば、「個人情報の保護に関する法律その他の関連法令」の遵守をお互いに取り交わすなど)

3-2 申込方法

「3-1 申込書類」に記載した各書類一式をPDF形式で以下のメールアドレスへ送付ください。
電子メール送信の際は、以下のように、件名に会社名等を記載ください。

件名

●●●(会社名)【申請】インフラ DX 認定制度に係る申込みについて(ウイルスチェック済み)

送付先メールアドレス

kkk-dxnintei@mlit.go.jp

※メールの受信が確認できましたら、3日以内(閉庁日を除く)を目途に、受信した旨のメールを返信いたします。

※p.5の申込書類のファイルの添付を忘れないようにして下さい。

※ウイルスチェック

申込データは必ずウイルスチェックを行い、メール本文に以下の事項を記入の上、ご提出下さい。

- ・ウイルス対策ソフト名
- ・ウイルス定義※
- ・ウイルスチェック年月日
- ・フォーマット形式

※ウイルス定義にはご使用のウイルス対策ソフトの最新アップデートの年月日をご記載ください。

【注意事項】

- ・申請書類が 10MB を超える場合、以下のどちらかの方法で申請を行ってください。
 - ①添付ファイルを複数の電子メールに分割して送信する。
 - ②事前にメールにて、送信方法・送信先の確認を行い、ファイル転送サービスを活用し、申請書類のアップロードを行う。

3-3 受付相談窓口

資料に関するご相談は電子メールで相談して下さい。p.7と同様のメールアドレスにご相談内容と返信先を記載の上、送付して下さい。なお、以下のように、件名に会社名等を記載ください。

件名 ●●●(会社名)【相談】インフラDX認定制度に係る申込みについての相談

表1 受付相談窓口

担当課	住所	メールアドレス
国土交通省 近畿地方整備局 企画部 技術管理課 受付時間: 9:30~12:00 13:00~17:30 (土日、祝祭日を除く)	〒540-8586 大阪府大阪府中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	kkcr-dxnintei@mlit.go.jp

3-4 申込期間

申込期間は原則年1回設けております。申込期間は令和4年12月5日から同12月19日です。近畿地方整備局ホームページの「インフラDX」「近畿インフラDX推進の取り組み」「インフラDX認定」から確認してください。また、トップページの関連リンクからでも確認できます。

申込期限は、申込期間最終日の令和4年12月19日(月)17時30分とします。

なお、申込期限を過ぎてからの申込は受け付けられません。早めに申込書類を提出することをお奨めします。

4 審査

以下に示す内容に関して、審査を行います。

4-1 審査内容

p.10 表2「確認項目と確認内容」に示す内容について、インフラ DX 取組推進書の中で計画作成上、重要と考えている内容が記載されているか審査を実施します。

p.10 表2の確認内容の審査にあたっては、確認内容に欠落がなく、適切に記載されているか確認します。

また、更新申込の審査にあたっては、「計画の実効性の確保」と「計画を継続的に改善する姿勢が維持されているか」を含めてインフラ DX 推進に対する取組姿勢を評価します。場合によっては更新が認められないことがあります。

表2 確認項目と確認内容

確認項目		確認内容	適用	審査における主な確認内容
A	工事实績件数	工事实績件数(年度毎)	○	・受注件数 ・ICT活用工事受注数との比較
		ICT活用工事件数(年度毎)	○	・ICT活用工事の受注傾向 ・工種別の実績
		ICT活用工事件数(発注者別)	○	・発注機関別の受注傾向
		BIM/CIM 活用工事(年度毎)	○	・BIM/CIM 活用工事の受注傾向
B	ICT活用工事の技術者	監理(主任)技術者経験者数	○	・ICT活用工事経験者数 ・工種別実績
C	ICT施工対応型建設機械・機器保有状況	ICT施工対応型建設機械・機器保有状況	○	・自社で保有している状況 ・ICT活用工事への対応状況
D	人材育成の取組状況	近畿地方整備局が行う研修等	○	・研修受講状況 ・人材育成への姿勢
		民間が開催する BIM/CIM 又は ICT に関する研修	○	・研修受講状況 ・人材育成への姿勢
E	ICT工事の施工実績 (最大3工事分)	施工工種	○	・対象工種
		施工プロセス	○	・ICT活用工事の分類
		工事概要	○	・主たる工事内容
		使用ICT建設機械等	○	・ICT使用機器実績
		3次元設計データ	○	・3次元設計データ活用実態把握
		効果の評価	○	・事後評価(効率化・省力化) ・日数短縮
		有益性、先進性、PR、工事にあたって必要とした講習 等	○	・ICT活用工事としての特徴 ・工夫した点
F	① 人材育成の取組計画	○	・今後3年間のICT活用工事への対応 意欲 ・年間計画 ・計画と実績との整合性	
G	② BIM/CIM 活用工事への対応	○		
H	③ その他インフラ DX 推進に資する取組	○		

○: 必須項目

4-2 審査方法

① 書類審査

書類審査においては、p.10 表2「確認項目と確認内容」に示す内容の全ての項目について申請書類が適合しているか、また、実効性を伴ったものであるかという観点で審査します。

実効性の確認に際しては、必要に応じて、電話またはメールにより申込会社の担当者へ確認を行います。なお、申込が期限ギリギリで、申込期限までに確認ができない場合や、修正が間に合わない場合は、申込書類のまま審査することとなります。早めに申込書類を提出することをお奨めします。

② 書類審査の結果

書類審査において、提出された審査書類(インフラDX取組推進書)に不備や不適切な記載が多数ある等、以下のような事項が見受けられる場合、「非認定」や「不適合」となる場合があります。

例1) 記載内容が、申込要領等に記載の要件から大きく外れている。

例2) 審査書類の修正を勧告しても是正されず、勧告が数度にわたる。

例3) 審査書類に記載している内容や趣旨を理解していない。

例4) 審査書類に虚偽の記載がある又は虚偽の疑いがある。

5 取組推進計画の作成・提出

本章では、取組推進計画の記載内容及び記述等の留意点を示しています。

取組推進計画の作成においては、各項目に示している「記載上のポイント」及び別添の「記載例」を参照し、記入の有無や内容について確認しながら作成してください。

- ・審査では、p.10 表2「確認項目」「確認内容」のうち「審査における主な確認項目」を中心に確認しますので、提出書類に欠落がないことを確認して下さい。
- ・提出する取組推進計画に含まれる個人情報や社外秘等については、黒塗りや別途ファイルの参照先の記載に代えていただいても結構です。

5-1 インフラ DX 取組状況（その1）〔様式-1-1〕

■ 作成にあたって

国土交通省では、ICTの全面的な活用の推進を図るため、ICT活用を推進する工種を拡大することや、施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用していくこと、BIM/CIM 活用工事においても全ての設計・工事で原則適用などに取り組んできています。

平成28年度のICT土工から始まり、5年を経過した令和2年度時点で、直轄工事において公告件数に対するICT実施率は約8割（ICT対象工種で）となっています。

こうした中で、認可申請者が近年でどのように取り組んでいるかを把握することが重要です。さらに、この取組実績を踏まえて、今後の取組推進計画に実現性があるかを判断する際の参考資料とするものです。

また、更新申請時においては、前認可時の申請で示された3年間の推進計画が、実際にその計画に従って取り組まれ、インフラ DX の取組が前進していることを確認できるものであり、認可の期間更新に相応しい推進計画の確実性を示すことになるものです。

■ 内容

A. 工事実績件数

記載上のポイント

自社が、この3ヶ年間に於いて、全体の工事の受注件数に対してICT活用工事や BIM/CIM 活用工事に取り組んできたのかについて記載してください。

1) 工事実績件数

（今回の申請においては令和元年度から令和3年度までの3ヶ年間に完了した工事数）

2) ICT 活用工事件数

（今回の申請においては令和元年度から令和3年度までの3ヶ年間に完了した工事数）

※ ICT工事の工種毎に数値を記載して下さい。

※ 件数は、全ての施工プロセス^(注1)で活用しているものについて記載して下さい。なお、（ ）書きで、一部の施工プロセスで活用した工事数も合わせて記載して下さい。

※ 対象となる工事は、行政機関、特殊法人が発注した工事とします。

3) ICT 活用工事件数

（発注者別・令和元年度～3年度完成した工事数）

※ 2) で示した工事数について、発注機関別に集計して記入して下さい。

4) BIM/CIM 活用工事件数

（今回の申請においては令和元年度から令和3年度までの3ヶ年間に完了した工事数）

※ BIM/CIM モデルを作成し、施工方法や施工管理、検査、完成図納品まで一貫して活用した工事数を記載して下さい。なお、（ ）書きで、事業説明や関係者間協議など一部でのみ活用した工事数も合わせて記載して下さい。

※ 対象となる工事は、行政機関、特殊法人が発注した工事とします。

5-2 インフラ DX 取組状況（その2）〔様式-1-1〕

■ 作成にあたって

5-1と同様に、認可申請者が近年でどのように取り組んでいるかを把握するため、ICT活用工事の担当技術者や使用機械の実績を踏まえて、今後の取組推進計画に実現性があるかを判断する際の参考資料とするものです。

また、自社が人材育成としてICTや BIM/CIM の研修に積極的に取組まれている実態についても確認するものです。

■ 内容

B. 技術者数

記載上のポイント

自社が、この3ヶ年間に於いて、ICT活用工事(BIM/CIM 活用工事含む)で担当した監理技術者(主任技術者)の人数について記載してください。

なお、一人の担当者が複数の工事(1工事/年×3年間=3工事 など)は、最初の年度に1人を記載下さい。

1) ICT活用工事を担当した監理(又は主任)技術者の人数

(今回の申請においては令和元年度から令和3年度までの3ヶ年間に完了した工事数)

※ ICT工事の工種毎に人数を記載して下さい。

※ 件数は、全ての施工プロセス(注1)で活用しているものについて記載して下さい。なお、()書きで、一部の施工プロセスで活用した工事数も合わせて記載して下さい。

※ 対象となる工事は、行政機関、特殊法人が発注した工事とします。

※ 1つの工事で期間を分けて技術者を配置した場合、より長い期間従事していた技術者のみを計上するものとする。

C. 機械保有台数

記載上のポイント

自社が、ICT活用工事で使用する機械や機器についてその保有状況の台数について記載して下さい。

なお、リースやレンタルなどによって機器を保有していない場合は、記載の必要はありません。

1) ICT 施工対応型建設機械・機器保有状況

※ 申請時点のICT工事で使用する機械や機器の台数を記載して下さい。

D. 人材育成の取組状況

記 載 上 の ポ イ ン ト

自社が、ICT活用工事や BIM/CIM 活用工事を施工するために必要な知識を習熟する目的で、社員（監理技術者や主任技術者）に所定の研修を受講させている場合、その研修名と受講者数について記載してください。

なお、対象は現在自社に在籍する社員とします。

1) 近畿地方整備局が行う研修等

※他の整備局が行う研修も含むものとする。R3 年度までを対象

- ・ICT活用研修(施工者向け) [入門 ・ 初級 ・ 中級]
- ・無人化施工研修 [入門 ・ 初級]

2) 民間が開催する BIM/CIM 又は ICT に関する研修

※R3年度までを対象

※CPDS を取得できる研修に限る。

- ・全国建設研修センター
- ・建設ICT人材育成センター
- ・その他

5-3 ICT工事の施工実績 [様式-2]

■ 作成にあたって

平成28年度以降、ICT活用工事が発注者指定型もしくは受注者希望型によって実施されてきているところです。工種も、最初の土工から、順次、舗装工・浚渫・地盤改良・舗装修繕他し増えてきており、今後、中小建設業がICTを活用しやすくなるように小規模工事等にも適用すべく進められてきています。

また、都道府県・政令市におけるICT土工の公告件数は倍増をしており、実施件数も増加しています。

さらには、自社のICT活用工事实績で、特に他工事の模範となるような工事や、府県や市町村で取り組まれたもの、現場条件から新たな工夫を凝らした工事などについて記載して下さい。

■ 内容

ICT工事の施工実績

記載上のポイント

自社が、令和元年度～令和3年度までに完了した工事のうち、ICTを活用した工事について、その概要が分かるように、1工事A4版1枚で最大3工事分を作成して下さい。

1) ICT活用の種別

- ・ ICT工事の工種
- ・ 施工プロセス^(注1) (ICT活用している段階に○を付けて下さい。)

2) 工事名等

- ・ 工事名
- ・ 発注機関名
- ・ 施工場所
- ・ 契約金額(最終)
- ・ 工期(最終)
- ・ 受注形態等(単体企業・共同企業体の別を選択して下さい。)

3) 工事概要等

- ・ ICT工種・数量…主たるICTを活用している工種とその数量
(例…ICT土工 20,000m³ など)
- ・ 使用ICT建設機械等…上記施工に用いている建設機械
(例…GNSS バックホウ、MG ブルドーザ など)
- ・ 3次元設計データ使用(発注者からの提示データの種類)
発注者から与えられた設計図について選択
[2D設計図面・3D測量データ+2D設計図・3D設計データ・BIM/CIM データ]

記載上のポイント

4) 効果の評価

- ・ ICT施工の効果を記載ください。(ICT施工数量にサイクルタイムをかけて算出)
- ・ 5つの施工プロセス毎に、標準工法と比較してどの程度効率が上がったかを数値化して下さい。
- ・ 大まかな計算で結構です(分単位でなく、十分単位でも可)

5) その他

- ・ 有益性、先進性、PR、工事にあたって必要とした講習〔研修〕実績 等
- ・ ICT活用工事の実施にあたって、工夫した点やICTの特徴などを記載して下さい。
- ・ ICT活用工事としてPRしたい点

6) コリンズ登録の有無

- ・ コリンズ登録をしている場合は、「有」に○をし、登録番号を記入して下さい。

5-4 インフラ DX 推進計画 [様式-3]

■ 作成にあたって

今回のインフラ DX 認定の目的のとおり、『積極的にインフラ DX の取組を推進するとともに、BIM/CIM 技術の普及のために人材育成に取り組む建設会社に対して、その取組を認定すること』を求めることとなります。

つまり、今まではもちろんのこと、今後も引き続きインフラ DX に取り組んでもらえる申請建設会社を認定するので、今後の取組方針にも具体的に言明していただけることが重要と考えています。

よって、今回の申請から、次の更新時である3年後の、令和5年度から令和7年度までの取組方針について、具体的な目標を定めて計画を記載してください。

ただし、示された「取組方針が必ずしも増加傾向でなければ認定されない」というものではないことを申し添えます。

なお、今回認定された場合、次の更新時に認定期間(3年間)の実施状況と比較するため、具体的な数値目標等を記載して頂く必要があります。ですので、記載内容が、具体的で無い場合は、推進計画と認められない場合もあります。

また、認定されてから1年ごとに申請されている「推進計画」の内容について、別途確認し、記載事項に虚偽がないか確認いたします。申請内容と実際の取組状況に大きな差異があった場合は、審査において認定不適合となる場合があります。

■ 内容

① 人材育成の取組計画

記載上のポイント

自社が、令和5年度～令和7年度までの3ヶ年間で、自社の技術者にICT施工や BIM/CIM 施工に必要な研修等を受講させようとする取組でいくのか予定している計画について記載して下さい。

なお、様式1-2の人材育成の取組状況がどの程度変わると想定するのかが分かると内容が具体的に比較しやすいものとなります。

また、独自で講習会などを開催するなどの取組や、他社(機械のレンタル会社)との講習会の共同開催など、人材育成に繋がる取組についても合わせて記載して下さい。

② BIM/CIM 活用工事への対応

記載上のポイント

自社が、令和5年度～令和7年度までの3ヶ年間で、BIM/CIM 活用工事に対応するためにどのように取り組んでいくのか予定している計画について記載して下さい。

なお、様式1-1のBIM/CIM 活用工事件数に対してどの程度変わると想定するのかが分かると内容が具体的に比較しやすいものとなります。

また、国土交通省のBIM/CIM ポータルサイトのガイドライン等を参考にして、BIM/CIM 活用工事においてスムーズに対応出来る準備などの取組方針についても記載して下さい。

③ その他インフラ DX 推進に資する取組

記 載 上 の ポ イ ン ト

自社が、令和5年度～令和7年度までの3ヶ年間で、その他インフラ DX 推進に資する取組として予定している計画について記載して下さい。

- ・今後、予定されているICT活用工事の新工種について（ICT構造物 など）
- ・小規模工事への適用に関すること
- ・市町村向けICT活用工事の普及（見学会等）に関すること
- ・インフラDXに関する取組について（遠隔臨場や自動化・無人化 など）

上記に限らず、自社での取組方針についても記載して下さい。

(卷 末)

申込みに必要な様式

(様式－1)

インフラ DX 認定 申込書 (新規・更新)

※新規・更新どちらかに○をつけてください

令和○年○月○日

国土交通省
近畿地方整備局長
○○ ○○ 殿

ふりがな
会社名

ふりがな
代表者氏名

所在地

電話

認定番号
※更新申込の場合記入

入札参加資格・等級
様式－2のとおり

「近畿地方整備局インフラ DX 認定制度」実施要領に基づき、当社のインフラ DX 推進計画の認定について次のとおり申込みます。

添付書類

・「近畿地方整備局インフラ DX 認定制度」申込要領に基づく申込書類 1式

【担当窓口】

所属部署・役職：
氏 名：
連絡先：tel
e-mail

インフラ DX 認定 申込書 (新規・更新)

※新規・更新どちらかに○をつけてください

令和4年12月1日

国土交通省

近畿地方整備局長

日本太郎 殿

※1 申請時の局長名をご記載ください。

ふりがな

会社名

かぶしきがいしゃ きんきけんせつ
株式会社 近畿建設

ふりがな

代表者氏名

きんき たろう
近畿太郎

所在地

大阪府大阪府中央区大手前一丁目 5-44

電話

06-6942-1141

認定番号

近畿 i-con 令4-1号

※更新申込の場合記入

※2 有効期限内の認定証に記載されている認定番号を記載ください。

入札参加資格・等級

様式-2のとおり

「近畿地方整備局インフラ DX 認定制度」実施要領に基づき、当社のインフラ DX 推進計画の認定について次のとおり申込みます。

添付書類

・「近畿地方整備局インフラ DX 認定制度」申込要領に基づく申込書類 1式

【担当窓口】

所属部署・役職： 営業部 課長

氏名： 関西 次郎

連絡先：tel 06-6942-1141

e-mail kinki@kinki.ne.jp

近畿地方整備局より認定されている一般競争（指名競争）参加資格・等級

業者コード

道路・河川・官庁管轄・公園関係業者コード：

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

港湾空港関係業者コード：

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

工事種別	等級	チェック欄
一般土木工事	A	
	B	
	C	
	D	
アスファルト舗装工事	A	
	B	
	C	
鋼橋上部工事	—	
造園工事	A	
	B	
建築工事	A	
	B	
	C	
	D	
木造建築工事	—	
電気設備工事	A	
	B	
	C	
暖冷房衛生設備工事	A	
	B	
	C	
セメント・コンクリート舗装工事	—	
プレストレスト・コンクリート工事	—	
法面処理工事	—	

工事種別	等級	チェック欄
維持修繕工事	—	
河川しゅんせつ工事	—	
グラウト工事	—	
杭打工事	—	
さく井工事	—	
プレハブ建築工事	—	
機械設備工事	—	
通信設備工事	—	
受変電設備工事	—	
橋梁補修工事	—	
空港等土木工事	A	
	B	
	C	
港湾土木工事	A	
	B	
	C	
港湾等しゅんせつ工事	A	
	B	
	C	
空港等舗装工事	A	
	B	
	C	
港湾等鋼構造物工事	A	
	B	

※別紙として、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」、「資格決定通知書」等業者コードと有効期間の記載がある資料の写しを添付してください。

近畿地方整備局より認定されている一般競争（指名競争）参加資格・等級

業者コード

道路・河川・官庁営繕・公園関係業者コード：

1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

港湾空港関係業者コード：

0	0	1	1	2	3	4	4	5	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工事種別	等級	チェック欄
一般土木工事	A	
	B	
	C	○
	D	
アスファルト舗装工事	A	
	B	
	C	○
鋼橋上部工事	—	
造園工事	A	
	B	
建築工事	A	
	B	
	C	
	D	
木造建築工事	—	
電気設備工事	A	
	B	
	C	
暖冷房衛生設備工事	A	
	B	
	C	
セメント・コンクリート舗装工事	—	○
プレストレスト・コンクリート工事	—	
法面処理工事	—	

工事種別	等級	チェック欄
維持修繕工事	—	○
河川しゅんせつ工事	—	
グラウト工事	—	
杭打工事	—	
さく井工事	—	
プレハブ建築工事	—	
機械設備工事	—	
通信設備工事	—	
受変電設備工事	—	
橋梁補修工事	—	
空港等土木工事	A	
	B	
	C	
港湾土木工事	A	
	B	
	C	
港湾等しゅんせつ工事	A	
	B	
	C	
空港等舗装工事	A	
	B	
	C	
港湾等鋼構造物工事	A	
	B	

※別紙として、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」、「資格決定通知書」等業者コードと有効期間の記載がある資料の写しを添付してください。